

果樹共済金、拠出金などの支払  
いがわかる領収書や証明書

### 譲渡所得があるかたは

税務署で申告相談を行つてください。

なお、収用による譲渡などで、

### 所得税の確定申告説明会

営業などを行つているかた

1月24日・25日

(中央公民館10時～)

1月28日 (中央公民館14時～)

2月4日・7日 (大館地域職業訓練センター13時30分～)

農業収入のあるかた

2月4日 (大館地域職業訓練センター10時～)

年金収入のみのかた

1月29日  
(中央公民館10時～と14時～)

住宅取得控除を受けられるかた

1月22日 (大館地域職業訓練センター13時30分～)

2月7日 (大館地域職業訓練センター10時～)

給与所得で還付を受けられるかた

1月24日・25日  
(中央公民館14時～)

土地・建物の譲渡所得のあるかた

1月28日 (中央公民館10時～)

問 大館税務署

☎ 42-1836

所得額が特別控除額以下になる場合、所得税や市県民税が課税にならなくても国民健康保険税の課税の対象になる場合がありますので、このようなかたは市県民税の申告相談時に申告をお願いします。

### 申告相談の期日と会場

相談期間は二月六日(水)から三月十五日(金)までです。各地

区公民館を巡回し、二月二十八日(木)からは中央公民館で行います。

は、源泉徴収票

▽ 営業などの事業所得、農業所得や不動産所得があるかたは、申告書と一緒に送られた収支計算

書(記入してご持参ください)

と帳簿、領収書などの関係書類

あるかたは、支払い等の通知書

に都合の悪いかたは、相談期間中で都合のつく日においでください。

◎矢立地区、花岡地区の受け付け

町内は次のとおりとなっています。なお、このあとの詳しい日程は、次号の広報でお知らせします。

程は、次号の広報でお知らせします。

### 申告へ持参するもの

- ▽市県民税申告書と印鑑
- ▽給与所得や年金所得があるかた

### 期間内に正しい申告を

期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をすると、控除が一部できなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。また後で税額が追加されることもあります。自分の所得を一番よく知っているのは、納税者の皆さん自身です。期間内に正しい申告をしま

しょう。